

事業所等の従業員が 新型コロナ陽性者になった場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、陽性者や接触した方などに、速やかに感染対策を講じていただく必要があります。

このため、事業所等の管理者様におかれましては、従業員で、陽性となった方から「自分が陽性になった」旨の連絡があった場合、「感染の可能性がある接触者」を把握するとともに、その接触者に対し、自宅待機や健康観察の協力についてお願いしてください。

① 感染の可能性がある従業員がいるかどうかをご確認ください。

陽性者の感染可能期間中(※)に接触した方はいますか。

※ 感染可能期間とは、陽性者の発症日の2日前から陽性者の最終出勤日まで

◎陽性者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）の2日前： 月 日

◎陽性者の最終出勤日： 月 日

↓ 期間中に接触した人

その接触者は、陽性者と、手が触れる距離(1m程度)で、15分以上、マスクをせずに会話をしましたか。

例) 「同じテーブルでの食事」「同じ車に同乗」など

↓ した人

感染の可能性があります。

↓ 接触していない人

感染の可能性は
ありません。

↓ していない人

感染の可能性は低いと思われます。

- ・陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出の制限をする必要はありません。
- ・ただし、陽性者と最終接触した日の翌日から7日間は、高齢者との接触や不特定多数の人が集まる場などへの参加は控えてください。

【感染の可能性がある接触者へのお願い事項】

事業所等から、感染の可能性がある従業員に対し、陽性者と最終接触した日の翌日から5日間(※)は自宅待機のご協力をお願いしてください。

✓ 待機期間中は出勤せず、不要不急の外出も控えること。

(※) 2日目と3日目に自主検査で陰性を確認した場合、3日目から待機解除が可能。

また、7日間は健康観察等のご協力もお願いしてください。

✓ 毎日、体温測定・健康観察(セルフチェック)をし、症状の有無を確認すること。

✓ 会話をする際にマスクを着用するなど、感染対策を徹底すること。

② 従業員で、風邪のような症状が出た場合は、

事前に医療機関に電話して、マスク着用の上、受診するようお願いください。

③ 無症状の方は、必ずしも検査を受ける必要はありませんが、希望される方は、無料の検査を受けることが出来ます。県のホームページ「濃厚接触者の方の検査申込みについて」から、検査をお申し込みください。

※インターネット環境がない場合は、濃厚接触者検査受付窓口(083-920-5825)にお電話でお申込みください。